

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番 4 までの（い）欄に記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番 4 までの（か）欄に記載の決定（以下、項番順に「本件決定 1」から「本件決定 4」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 4 までの（う）欄に記載の年月日に、実施機関に対し、別表項番 1 から項番 4 までの（え）欄に記載の旨の開示請求（以下、項番順に「本件請求 1」から「本件請求 4」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件各請求について、本件各請求を却下する理由を別表項番 1 から項番 4 までの（き）欄に記載のとおり付して、保護条例第 23 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 4 までの（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下、項番順に「本件審査請求 1」から「本件審査請求 4」といい、あわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表項番 1 から項番 4 までの（け）欄に記載のとおりである。

また、審査請求人は、口頭意見陳述及び意見書において、実施機関が平成30年3月に「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」と題する文書（以下「本件文書」という。）を作成し、その後自身が行った公開請求が却下されたことから、実施機関が本件文書を無効とした場合には自身が現在行っている保有個人情報の開示請求及び審査請求をすべて取り下げる旨を主張しており、本件各審査請求の目的として、本件文書の無効・取消しを求める意図があるとのことであった。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表項番1から項番4までの（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各請求に係る保有個人情報が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして本件各決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件各決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件各決定の妥当性である。

3 本件各決定の妥当性について

(1) 保護条例第17条第1項では、「何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。

そして、保有個人情報については、保護条例第2条第5号において「実施機関の職員が…職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされ、また、同号に規定する個人情報については、同条第2号において「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とされている。

したがって、保護条例第17条第1項の規定に基づいて開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に限られる。

(2) 実施機関によれば、審査請求人は、平成 23 年度に行った身体障がい者手帳交付申請に対する障害等級認定結果に不服があり、当該認定に対する異議申立てが却下された後、その根拠を明らかにするため大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「公開条例」という。）第 5 条の規定に基づく公文書公開請求を継続的に行っていたが、平成 30 年 3 月以降、障害認定の不服に端を発する公開請求については、実施機関が権利の濫用を理由として公開請求の却下決定（以下「各公開請求却下決定」という。）を行っているとのことである。

一方、これまで審査請求人は、自身の身体障害認定及び各公開請求却下決定についての処分根拠やその内容が確認できる文書の開示を求める保有個人情報の開示請求を継続的に行っており、実施機関は決裁文書などそれぞれ各請求の対象となる保有個人情報を特定して開示してきているとのことである。

この経過を踏まえて、当審議会において別表の（え）欄に記載の内容を確認したところ、審査請求人が本件各請求において開示を求めている情報は、審査請求人に対して行われた個々の処分における処分理由やその根拠が確認できる情報ではなく、公開請求却下決定に際して一般的に判断の根拠としている規範や、障がい認定に係る症例の説明文、審査請求人が例示した症状に対する身体障がいの等級基準を求めると解される。

そうすると、審査請求人が開示を求める情報は、公開条例、障がい者手帳交付申請に係る認定基準及び特定の障がい症例に対する認定基準であると考えられるところ、これらの情報は、特定の個人のみに対して適用されるものではなく、個人を識別できる情報ではないことは明らかであり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、本件各請求は保護条例第 17 条に定める、自己を本人とする保有個人情報の請求に該当しない。

(3) 審査請求人は、ほかにも縷々主張するが、これらはいずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 答申に至る経過

令和元年度諮問受理第 11 号、15 号、20 号及び 141 号

年 月 日	経 過
令和元年 7 月 10 日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第 11 号）
令和元年 7 月 19 日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第 15 号）
令和元年 8 月 2 日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第 20 号）
令和元年 10 月 25 日	実施機関から意見書の收受（令和元年度諮問受理第 11 号）

令和2年3月31日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第141号）
令和3年5月20日	実施機関から意見書の収受（令和元年度諮問受理第141号）
令和3年5月27日	実施機関から意見書の収受（令和元年度諮問受理第15号及び20号）
令和3年6月2日	調査審議
令和3年6月25日	調査審議
令和4年1月14日	審査請求人から意見書の収受
令和4年1月17日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述） 審査請求人から意見書の収受
令和4年3月1日	調査審議
令和4年3月28日	調査審議
令和4年7月29日	答申